

第3回国土審議會水資源開發分科會議事録

日時：平成14年10月31日
13:00～14:30
於：經濟産業省別館1014會議室

開 会

事務局 お待たせいたしました。国土審議会の水資源開発分科会の委員、特別委員総数11名のうちの定足数であります半数以上の御出席をいただきましたので、ただいまから第3回の国土審議会水資源開発分科会を開催いたします。

本日は第3回ということでございますので、御出席の委員、特別委員の方々の御紹介は省略させていただきます。なお、加賀美幸子委員、虫明功臣特別委員、山本和夫特別委員につきましては、本日は御都合により御欠席との御連絡をいただいております。

事務局あいさつ

事務局 冒頭に、事務局から一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

事務局 本日は、大変お忙しいところを分科会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

この分科会では、各水系におきますフルプランの全部変更に向けた作業の結果を示して御審議をいただくところでございますが、現在、その作業の進捗状況を簡単に御紹介したいと思います。

まず、吉野川水系の全部変更に関しましては、今年の2月に分科会で御審議をいただいた上で閣議決定を行っております。利根川・荒川水系に関しましては、これまで部会を3回開催いたしまして、御審議いただいております。それから、淀川水系に関しましては、この5月に1回目の部会を開催いたしまして、本日、この分科会終了後に2回目の部会を開催する予定でございます。それから、来月の上旬には中部の豊川水系の第1回の部会を開催する予定にしております。いよいよ佳境と言いましょいか、本格的な審議に入っていくという段階になってございます。

利根川・荒川水系に関しましては第1回目を1月、第2回目を5月に開催いたしまして、流域の概況から始まりまして、水需給の実績といったところを御紹介して御意見をいただいております。

ところが、詳細は後ほど御説明いたしますが、利根川・荒川水系に関しまして事務的に至急処理を要する案件が起こったため、全部変更に向けた作業検討と並行する形で、一部変更を行いたいということで、10月16日に第3回の部会を開催しまして、提案をさせていただきました。

本日の分科会では、3回目の利根川・荒川部会の御意見を踏まえ作成しました利根川・荒川水系のフルプランの一部変更案を提案させていただきたいと考えております。出来れば、本日の分科会で取りまとめたいと考えてございます。大変慌ただしいスケジュールで大変恐縮ですが、後ほど御紹介いたしますように、速やかな処理を求められているということもあまして、こういった形で提案差し上げることを申しわけなく思っておりますが、よろしく御審議のほどをお願いしたいと思います。

事務局 これ以降の議事の進行につきましては、中川分科会長にお願いいたします。

分科会長あいさつ（議事の取り扱いについて）

分科会長 それでは、議事に入ります。

本日は皆様、非常にお忙しい中を御出席いただきまして、ありがとうございます。

まず、審議に入ります前に、議事の取り扱いについて確認をさせていただきたいと思えます。議事の公開につきましては、前回と同様に議事録の公開をもって行い、議事録は発言者名を抜きで公開するというにいたしたいと思えます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

利根川・荒川水系における水資源開発基本計画について

分科会長 それでは、本日の議題の「利根川及び荒川水系における水資源開発基本計画について」に移りたいと思えます。

水資源開発促進法第4条第5項において準用する同条第1項の規定に基づきまして、これにつきまして国土審議会の意見が求められております。また、今回の分科会に先立ち利根川・荒川部会において調査審議を行い、それを基に事務局が水資源開発基本計画の変更案を策定しております。本日は、この計画の変更案を中心に御議論をしていただき、その取りまとめを行いたいと考えております。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

事務局 お配りいたしました資料について御説明をさせていただきます。

まず資料1でございますが、これは国土審議会の委員名簿、分科会、利根川・荒川部会の委員の名簿でございます。資料2でございますが、利根川・荒川水系のフルプランの変更についての文書のコピーでございます。今年1月に国土交通大臣から国土審議会の会長あてに、利根川・荒川水系におけるフルプランの変更について御意見を伺いたいという文書を発出してございます。2 - 2ページが国土審の会長から分科会長に審議を付託いたしましたもの、2 - 3ページが分科会長から利根川・荒川の部会長に付託をしたものでございます。

早速でございますが、資料3の利根川・荒川水系における今回の一部変更の概要について御説明をさせていただきます。

資料3 - 1ページでございます。今般、一部変更の御提案をさせていただくということで、一つは群馬用水施設緊急改築事業という、緊急性を要する事業があるということで、本年度中にフルプランの変更、事業実施方針の指示、事業実施計画の策定を行い、事業に着手する必要があるということでございます。

2点目としまして、特殊法人の整理合理化計画。これは後ほど経緯を御説明いたしますけれども、その中で実施計画調査中であります栗原川ダムの中止を措置するというところでございます。現在、利根川・荒川水系については需給も含めた全部変更の作業をやっているところですが、いろいろな課題がありまして、十分時間をかけて議論する必要があるということで今回、この内容の一部変更を行いたいということでございます。2番目の一部変更によって変更される部分ということで、先ほど申しました群馬用水施設緊急改築

事業の追加、それから栗原川ダム事業の削除。

そのほかにも3点ほど各事業の内容の変更を御提案させていただいております。一つは思川開発事業。昨年度、一部変更を行いましたときに大谷川分水の中止に伴い事業内容の見直しをするということになっておりましたところを今回、事業の見直しを行いまして、その結果、今回のフルプランで記載内容の変更をしたいということでございます。それから、霞ヶ浦導水事業。これについては事業規模の縮小に関する記載内容を変更いたしたい。それから、利根中央土地改良事業については、予定工期を2カ年ほど延長すると、こういった記載内容の変更を提案させていただいております。

これからの進め方としまして、今回の一部変更と並行して、水の需給に関連する問題についてさらに検討を加えて全部変更を行う予定にしております。

資料4は今回変更する各事業の概要を取りまとめたものでございます。4 - 2ページ以降、群馬用水施設緊急改築事業の概要という資料を添付してございます。4枚ぐらいめくっていただきまして、大きな図がA3紙でつけてございます。これは昭和38年から昭和44年にかけて水資源開発公団が設置いたしました群馬用水施設の位置図でございます。今回は、この4 - 7ページの地図で示しておりますが、赤い部分ですね、主に構造物、サイホンあるいは水路橋、水管橋、ポンプ施設といったところ、赤く色を塗っているところの改修、補強を行うということで考えております。

この事業、群馬用水施設につきましては目的が二つありまして、農地への農業用水の補給、約7,400ヘクタールほどの農地への用水の補給。それから、これは群馬県内約90万人の上水道、水道用水の補給を行っております。一旦事故あるいは破損いたしますと、非常に大きな範囲に影響が及ぶ、あるいはこの施設の周辺も宅地化なり都市化が進行しております。第三者に対する被害も生じる可能性があるということで、計画的に事業を行う必要性があるということで、今回、平成14年度から20年度、7カ年の事業の計画としてまとめているものでございます。

資料4 - 4から3枚ほど現地の写真を添付してございます。資料4 - 4の上二つが、ちょっと見づらいんですけども、群馬用水そのもの。これは支線でございますけれども、PC管からの漏水の状況。継ぎ目から漏水している状況の写真、それからPC管が破裂している状況の写真でございます。その下の4枚は他の地区の事例でございますが、PC管が破裂して周辺に水が溢れているという状況の写真でございます。群馬用水は、今まで支線でこういった事故は起こっているんですが、本線についても危険な箇所を補強するというで考えております。

4 - 5ページは、吾妻川という川を横断するサイホン、水管橋になってはいますが、その状況の写真です。水管橋の取り付け部分がPC管でできておまして、圧力が最もかかる場所ですので、住宅地の下あるいは県道の下を通過している、あるいはJR線の下を通過しているという管路につきまして、緊急に補強を行うということでございます。

4 - 6ページは、利根川を横断している同じサイホンの写真でございます。これにつきましても、重要な施設ということで今回、補強工事を行うということにしております。

次に4 - 8ページ、栗原川ダム建設事業の変更点についてでございます。これにつきましては平成6年度から調査に取りかかっておまして、今回、事業の中止の方針を決定したところでございます。

次に4 - 9ページ、思川開発事業の変更点についてですが、これにつきましては平成14年3月に事業実施方針の変更指示が既に出されております。主な内容の変更点としまして、事業目的から、かんがい用水の確保、工業用水の確保という点が落ちています。

それから、全体の新規の利水量、開発水量につきまして、4 - 10ページの上の表でございますけれども、新規利水量としまして、先ほど申しました工業用水、特定かんがいについては変更後ゼロ、都市用水につきましても栃木、茨城、埼玉、千葉の各県が参加しておりますが、それぞれ開発水量を見直して数量を減らしているということでございます。

施設整備のうち貯水池、これは南摩ダムというダムですけれども、これにつきましては総貯水量、現行計画1億m³のダムでございますが、変更後約半分の5,100万m³という規模の縮小をするということでございます。工期につきましては、完成年度について平成20年度を平成22年度に変更いたします。総事業費につきましては、分水の部分が減りましたので、2,520億円を1,850億円に変更するというところでございます。

次に4 - 11ページ、霞ヶ浦導水事業でございます。これは茨城県の霞ヶ浦と那珂川を結ぶ直轄事業でございます。これにつきましては、茨城県の水の需給の見直しに伴いまして、この事業の計画自体を見直したものでございます。具体的に申しますと、4 - 11ページに新規利水量という表がございますが、都市用水の那珂川で利用する分の水道、工業用水について規模を縮小しております。それから、都市用水の霞ヶ浦で利用する分については、東京都、千葉県、埼玉県各県も参画していますが、茨城県分の水道用水について水量を減らしているという内容でございます。

4 - 12ページの施設規模、フルプランの記述上、最大導水量という記述をしておりますが、それについては第1導水路、これは那珂川と霞ヶ浦を結ぶ導水路ですが、この導水規模を35m³/sから15m³/sに減らす。第2導水路、これは利根川本川と霞ヶ浦を結ぶ導水路ですが、これについては変更ないということでございます。

それから、導水路の下の揚水機場、第1機場というのが第1導水路の出発点になります。那珂川から霞ヶ浦へ送るポンプ場ですが、これを35m³/sから15m³/sに減らす。その下の下の第2機場、これが12m³/sから11m³/sというふうに規模を減らしております。これは逆に霞ヶ浦から那珂川に送るためのポンプなんですけれども、那珂川分で利用する新規利水量を減らしたことに伴いまして、1m³/sほど少ない規模にするということでございます。工期、総事業費については変更ございません。

それから、4 - 13ページ、利根中央土地改良事業でございます。これは埼玉県東部にあります葛西用水路という農業用水の水路なんですけど、これを改修することによりまして、埼玉県及び東京都の水道用水を確保するという合理化事業ですけれども、これの現場での工事に関して若干調整に時間を要したということで、現行平成13年度までの工期を平成15年度に変更するというところでございます。

次に、資料5でございます。特殊法人等整理合理化計画における水資源開発公団の取り扱いについてということで、具体的には栗原川ダムの中止に至る経緯と申しますか、それを整理させていただいております。

1. は特殊法人等行政改革に関する主な経緯ということで、平成12年以来、特殊法人の改革について議論がいろいろなされておりました。最終的には三つ目の、平成13年12月に、特殊法人等整理合理化計画が閣議決定されております。水資源開発公団も含めて、個

々の法人について整理合理化計画を定めたものでございます。

水資源開発公団の整理合理化計画の内容についてでございますが、2.の最初のところでございまして、一つは新規の開発事業は行わないこととすると、新たにダムの調査なりに着手するということはないということでございます。それから、新規利水の見込みが明確でない実施計画調査中の事業の中止という点でございます。栗原川ダムはここに該当しておりまして、今回、下流の各都県に新規利水に関する意向を確認いたしまして、今回、ダムに参画する見込みがないということで事業を中止するとしたものでございます。

それから、三つ目、実施中事業の事業規模の縮小等を図るということでございますが、これは今後のフルプランの全部変更の作業を通じて措置をするということにしております。

そのほか、御参考までに水資源開発公団につきましては独立行政法人とするということで、新たな独立行政法人水資源機構という名前をつけておりますけれども、今の臨時国会に法案を提出させていただいております。法案が国会で決まれば、平成15年度の10月に組織を移行するという予定にしております。

次に、資料6でございます。ただいま申し上げたような内容について、フルプランの現行と一部変更を対照して整理したものでございます。開いていただきまして、2ページ、3ページのところ、水の需要の見通し及び供給の目標、この部分については今回、変更はございません。

4ページ、5ページのところの供給の目標を達成するための施設の建設に関する事項の水量を今回、事業の縮小、中止を措置するというので、利根川水系については114m³/sを104m³/s、10m³/sほど減らしております。荒川水系を含めまして、トータルで127m³/sを117m³/sに記述を改めるということでございます。

それから、6ページ、7ページでございます。これは思川開発事業に関する記述の変更ということで、事業目的のところの農業用水、工業用水に関する記述を削除すること、大谷川からの取水に関するところを削除することにしてございます。それから、河川名も大谷川については削除するというので、思川が南摩川、黒川及び大芦川に変わっておりますが、実際に施設を建設するのが南摩川、黒川及び大芦川ということで、ここでは実際に施設を整備する河川について記述をするというふうに整理をさせていただいております。それから、南摩ダムの新規利水容量についての変更を行います。それから、行川ダム。これは大谷川分水に関連する施設でございますが、これについて削除しております。それから、予定工期について平成20年度を平成22年度にするということでございます。

それから、変更点だけを説明させていただきます。ずうっとめくっていただきまして、16ページ、17ページのところでございます。これは霞ヶ浦導水事業の最大導水量、下の方でございますが、毎秒約35立方メートルを毎秒約25立方メートルに変更いたします。

まためくっていただきまして、20ページ、21ページ。(16)の利根中央土地改良事業の最後の予定工期のところですか。これは平成13年度までとなっておりますところを平成15年度までというふうに改めるということでございます。

それから、22ページ、23ページでございますが、栗原川ダム建設事業について削除するというのでございます。

まためくっていただきまして、28、29ページ。29ページのところで(4)に群馬用水施

設緊急改築事業の記述を追加するというごさいます。

それから、30ページ、31ページについてごさいますが、現行計画では34事業のトータル事業費を明示していたわけでごさいますが、今回、いろいろな公共事業の長期計画の見直しを行っているということで、その中で計画策定の主なポイントとして、事業量の表示ではなくて達成すべき成果に切りかえるという方針がごさいまして、フルプランにつきましては公共事業の長期計画そのものとは性格が違うんですけれども、扱う内容としてダム建設だとか同じ内容もごさいますので、今回、事業費に関する記述を削除するというごさいことで御提案させていただきたいと思っております。

以上がフルプランの本文の変更でごさいまして、後ろに説明資料という数字の表を3枚ほどつけておりますが、その中で36、37ページは各事業別各用途別の供給目標の一覧表でごさいます。上から申しますと、霞ヶ浦開発、思川開発、それから、その他事業の上に栗原川ダムというのが現行ではあるんですが、その削除を行っております。霞ヶ浦導水も含めて、四つほど供給の目標数値を見直してごさいます。利根川水系の計、真ん中辺に計というところがごさいまして、現行114.3m³/sのところを、右側の一部変更案では計のところですね、真ん中辺の計のところを103.9m³/sということで、約10m³/s減らすということにごさいます。

それから、38、39ページ。これは完成した手当済み水量の一覧表でごさいます。基本的には数字は変えてごさいませんが、1カ所だけ、現行の矢木沢ダム、一番左の欄の矢木沢ダムの下の方の農業用水、群馬県のところに数字がありますが、矢木沢ダムの農業用水の群馬県分が8.66m³/sとなっておりますが、これを7.99m³/sに改めるということです。農業用水の使い方の見直しがありまして、かんがい期間を前に少し伸ばしたということで、トータルとしては変わらないんですけれども、かんがい期間の平均の取水量としては数字が少し減っているということで変更しています。

一部変更の内容については以上でごさいます。

引き続きまして、参考資料ということで、参考資料の1から参考資料3まで3枚ほど資料を添付してごさいます。参考資料1につきましては、これまでの利根川・荒川部会の審議の概要を整理したものでごさいまして、第1回目を1月23日に行いまして、このときは事務局から水系の概要あるいはフルプランの経緯、現況の水需給の状況、降雨の状況、渇水の発生状況について御説明をいたしました。議事概要としては、丸山委員が部会長に選出をされましたということで、さらに、ここに書いてあるような意見が出されております。

第2回につきましては5月9日に行われまして、このときには、部会の専門委員であります沖先生から、気候変動と世界の水資源、日本の水資源ということで発表していただいております。それから、事務局の方で地下水の状況、フルプランのその他重要事項についての説明をしております。さらに、現在のフルプランの需給状況の評価について整理した資料を提出しております。

第3回目は10月16日に行われまして、そのときには事務局から、これまで御説明しましたフルプランの一部変更について御提案をさせていただきまして、審議が行われたということでごさいます。

参考資料2でごさいますが、これは現在の利根川・荒川水系の水需給の現状を整理した資料でごさいます。上が水道用水、下が工業用水道です。水道につきましては、折れ線グ

ラフが最大取水量、需要の実績でございます。平成11年までの推移を示しておりますが、平成4年にピークがありまして、158m³/sが実績のピークでございます。平成11年には、149m³/sという数字になっております。

一番右の棒グラフが供給水量ということで、河川自流の水利権、各水資源開発施設における開発水量を足し上げて棒グラフにしております。地下水については取水の実績を積み上げております。平成11年の供給水量としましては152m³/sの水量があるということで、現状認識としては、これまでの完成施設でもって、水系全体としては需給のバランスがおおむね取れつつあるところということでございます。

工業用水についてですが、これの取水の実績は、余り大きな変化はないんですけれども、平成7年がピークで大体27m³/sで、平成11年の実績として25m³/sということで推移してきてございます。供給量の方は平成11年時点でトータル41m³/sの供給水量が確保されているということで現状のグラフを整理させていただいております。

参考資料3でございますが、これは全部変更作業における課題ということで1枚、整理をさせていただいております。まず、基本認識。これは1回目、2回目の利根・荒部会に提出したものでございまして、現状認識としては、水資源開発の進捗状況と用水量の実績について、水系全体として見ると需給の著しい格差は少なくなっているということでございます。

ただし、対応すべき課題として3点ほど挙げております。湯水の発生の対応。実際に、この15年間に取水制限が行われた年が6年ありまして、大体3年に1回程度は湯水が発生しており、この対応が必要ではないか。それから、不安定取水への依存の解消。水系全体では格差は減少してきているということですが、地域によってはまだ暫定水利権に依存しているところが多ございまして、水道についてはまだ4分の1が不安定取水という状況で、その解消が課題である。さらには、近年の気候変動の影響への対応。これをどういうふう考えていくかということでございます。

それから、新しい計画策定上の留意点。これは以前の調査企画部会でも議論されていたところですが、水利用の安定性の確保、地域の実情に応じた対応の検討、既存施設の有効利用、その他が留意事項ではないかということです。

それから、2番目の今後の対応ということで、2点ほど慎重に議論すべきではないかという点を挙げさせていただいております。一つ目は、気候状況の変化を踏まえた水供給の安定性の水準の検討ということです。近年、供給力の実力が低下しているのではないかとということです。名目上、需給については格差がなくなっているとはいえ、湯水に対してどの程度水資源開発施設が貢献しているか、あるいはどの程度の水準までさらに整備を進めていくかということを検討する必要があるということでございます。

二つ目としまして、湯水時の水管理のあり方についてということです。現在、利根川・荒川水系の水管理、湯水時の調整については、取水の実績に応じた節水あるいは取水制限がなされておりまして、それが果たして各ユーザーごとに投資に対して得られる効果が公平であるかどうかといった議論もありまして、湯水については基本的に関係者間で話し合って合意形成をするものでございますけれども、湯水時の水管理のあり方についての基本的なところの合意形成が必要ではないかということで、これについては十分な議論を行う必要があります。

フルプランで直接湧水時のあり方について定めるということではないんですけれども、この水管理のあり方によっては開発水量の決定にも影響を与えるということで、重要な議論であるというふうに認識をしているということでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、今日お配りした資料について御説明いたしました。

分科会長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、丸山部会長から利根川・荒川部会における調査審議の状況につきまして御報告をいただきたいと思っております。

部会長 報告させていただきます。利根川・荒川水系における水資源開発基本計画にかかわります部会の検討の概要を報告させていただきます。

この水資源開発計画につきましては、基本的には水需給の目標の見直しを含めた全部変更を行うということで、今年の1月から部会において調査審議を行ってまいりました。先ほど事務局の報告のとおりでございます。さらに、去る10月16日には、利根川・荒川部会におきまして緊急に行う必要のある群馬用水施設の緊急改築事業の追加を内容といたしました一部変更が了承されましたので、あわせて御報告させていただきます。

ただし、今回の一部変更案では、水需給の目標の見直しというところまでは行っておりませんで、これにつきましては今後、引き続き調査審議を行った上で意見を取りまとめて御報告させていただきたいと考えております。

なお、これまで3回、1月23日、5月9日、10月16日に行いました部会では、水需給の目標見直しを行いました新しい計画の策定には留意すべき事項としていろいろ意見が出ました。それは参考資料1に記載してあったとおりであります。主要な意見は、繰り返しになりますけれども、次のとおりでございます。これを今後行う水需給目標の見直しの調査審議に反映していきたいと考えております。

数点ございますので、要点を申し上げます。第1は水利用の安定性の確保ということが今後の計画改定のかぎとなるという考え方でありまして、これをもっとわかりやすく説明してほしいという御意見が出ました。専門家だけじゃなくて、もっとわかるように説明してほしいと。

2点目が用途間の転用や弾力的な施設運用、節水等のソフト面で対応できる水量を把握した上で、不足する水量を新たな施設で対応することとすべきではないかという御意見もございました。

それから、将来的には、環境のための水あるいは文化のための水といった観点も検討に加えていくことが必要ではないかという御意見がございました。

4点目は、新規の施設建設が減少した分、施設の機能維持を目的とする改善事業については国と地方が共同して機動的かつ計画的に対応していくことが大変重要ではないかという御指摘でございます。

次の指摘が、水の有効利用とか湧水時の管理、生態系維持等を検討した上で、農業用水の利用実態についてもできるだけ把握するように努力すべきではないか。また、把握に当たっては時間とコストが膨大にかかりますので、目的や方法を十分に審議した上で、必要かつ十分な検討をすべきではないかという付帯的な意見も出ております。

最後に、危機管理につきまして、先ほどもございましたように、最近、降雨が少なくなったということを想定しまして、首都圏の湧水被害想定、被害マップのようなものを策定

して対応をあらかじめ決めておく必要があるのではないかと、これによりまして現状の水需給の安全度についての理解も深められるのではないかと、そんな御指摘がございましたので、報告させていただきます。

質 疑 応 答

分科会長 どうもありがとうございました。

ただいま御説明いただきましたので、委員の皆さんから忌憚のない御意見をいただきたいと思えます。御自由に御発言いただければ結構です。

委員 二、三あるんですけども。

一つは、部会長から部会のお話ございましたが、個人的には、既に部会の方で一部変更について了承されておりますから、私もそのとおりに了承いたしますけれども、ちょっとお尋ねしたいのは、参考資料1に、第1回、第2回、第3回の部会の議事概要があって、今の一部変更のところは第3回の議題ですよ。

ところが、参考資料3も、どちらかということ、第1回、第2回の部会に出たものが書かれており、また参考資料1の第3回というふうに書いてある裏側というか、参1-2ページの議事概要のところを拝見しても、一部変更について了承されているということしか書いてない。この了承に至るいろんな議論があったと思うのです。ところが、その下に書いてある「このほか」というのは、それ以外のことについての要約が書いてあるのだけれども、「一部変更については了承され」と書いて、けれど、この了承までの議論がどういうふうに分科会で行われたのかなということについてちょっと教えていただきたいというのが一つですね。

第2点は、資料5を拝見すると、特に栗原川ダムの中止については、うがった見方をすると、どちらかということ、下流の新規の利水ですか、それが云々ということではなくて、むしろ特殊法人等の合理化の計画があって、5-1ページの2の中段のところにいる書かれていますが、そっちの方からこの新規利水の見込みがない、調査中のものについては中止せよというふうにきたような感じがしないでもないのです。この辺についても教えてもらいたい。

もう一つついでに、その下のところに「需要と供給が乖離した場合に」と書いてあるところで、「一定程度以上乖離した場合」云々という言葉がございますよね。この「一定程度」というのはどういうものかなと。このことは、参考資料3の先ほど御説明があった一番上の方、1の で「水系全体で見ると……需給の著しい較差」というか、「乖離だと思えますが、それは減少してきている。この場合の「著しい較差は減少してきている」というふうに書く場合のことと、先ほどの「一定程度」というのは関係あると思うのですけれども、この辺のこともあわせてちょっと教えていただきたい。

この3点、教えていただきたい。

事務局 一部変更についての審議ということだったんですけども、実は先日の部会ときには、今申しました参考資料2と参考資料3についてもあわせて事務局から御説明をさせていただきますして、議論としては、ここの経緯に書かれたような議論が出まして、一部変更そのものについては特段どうこうという議論にはならなかったというふうに思っ

おります。

それから、栗原川ダムの中止の件ですけれども、これについては先生が御指摘のとおりでございます。実際には水系全体の水需給を見直した結果、こういった措置がなされたということではなくて、若干ほかの要因と申しますか、行政改革の流れの中でこういった措置で決ってきた。ただし、この中止の決定に当たっては、利水者として考え得る下流の都県の意向については確認をしております。この事業の中止についての合意と申しますか、意向については確認をして中止に至ったと聞いております。

それから、最後の点ですが、基本認識のところ、かつてのような著しい較差がなくなってきたというのは、あくまで水系全体として見た場合ということで、参考資料2に示しておりますように、水系トータルとして見れば、こういう状況であると。ただし、利水者あるいは地域、場所によっては、必ずしも需給のバランスが取れていないということもあるということでございますので、それについては地域ごとにもう少し小さい単位で見えていく必要があるという趣旨でございます。

委員 資料5のここにある方の一定程度というの、別に具体的な数値はないわけですね。わかりました。ありがとうございました。

部会長 一部変更案の理由について、ほとんど報告しませんで、大変失礼しました。

群馬用水施設の緊急改築のことにつきましては、ここに記載のように、耐用年数がきたんでしょうけれども、事故発生も予見されるような事態もありますし、ほかの地区の事故事例もあり、緊急性があるだろうということを、そんなに議論するまでもなく、もっともだという話で、これは了承しました。それから、先ほどの栗原川ダムの話は御存じのとおりでございます。

そんなことで、一部変更の事業そのものにつきましては委員から異議が出るとか、そういうことでなくて、問題なく御了承いただいたという経緯でございますので、よろしくお願ひします。

事務局 補足いたします。

3点目の御質問の5 - 1ですね、「一定程度以上乖離した場合には」云々という。まず、何をもちいて一定というかということ、明確な数値の定義というか基準というか、ございません。例えば何 m^3/s 以上とか、あるいは何割以上とか、そういった数値的なメルクマールはございません。

といいますのは、先ほど安定性の問題も触れましたが、需給計画と実績との乖離といっても、平常時の乖離の数字だけでは多分、その水系の安定性の問題というのは議論できないだろうということもありまして、水系ごとのバラエティが大きすぎて、全国一律の何 m^3/s あるいは何割という基準は現実的には難しいだろうと考えています。

委員 今まで余り参加できてなくて的外れた質問かもしれないんですが、2点ほど意見を言わせていただきます。

1点は今の栗原川ダムのことなんですけれども、あるいは、いろいろなほかの事業にしましても、こここのところ、全体の社会の流れの中で個別の事業を精査することなく、ある意味で変更を加える、もちろんそれは必要なときもあるんでしょうけれども、今の栗原川ダムでも利水者の合意は取りましたということなんです。このダムがどこまで進んでいたのか、単なる計画レベルだったのか、あるいは計画でも地元ですね、ダムをつくる場所

での土地の問題とか地元での合意とか、どこまで進んでいるのかによって、地域社会全体に何らかの影響があるのではないかと。もし全くなかったら、もちろん合意は要らないんですけども、いろいろな計画変更について地元がどこまで納得しているのか、このあたりが今、こういう委員会などでもほとんど議論されないのが、ちょっと気になっております。それが1点です。

つまり、利水者だけではなくて、地元というのは、ダムができるときもトップダウンで、「えっ、ここにダムができるの」、やめるときも「えっ、もうやめるの」。ある意味でトップダウンは二重に起きているんじゃないのかという。これはもしかしたら取り越し苦労かもしれないんですけども、そういう視点は水源地という地域を考えるこのような部局ではぜひ配慮していただきたいというのが一つです。

2点目は、フルプランそのものの政策手段の限界かもしれないんですが、今まで議論されていることの安定性というのは、せめて湧水どまりなんですね。もちろん湧水というのは大変重要なんですけど、今、日本社会が直面しているいろいろな潜在的危機管理ということを見ると、例えば地震であるとか、もちろん台風なども含めて、かなり大きな災害というもあり得るわけです。

そういう地震のときの水の問題などは、ここで議論するべきではないのか。別の部分なのか、そこを含めて、机上の水の計算に依存しすぎていると思われるわけです。これは阪神大震災のときもそうですけど、東京でもいつ地震が起きるかわからないという状況がある中で、すべて管の中に閉じ込めた水だけで水資源計画を考えていいのか。

これはフルプランの限界なのかもしれないし、あるいは、そういう部局がないのかもしれないんですけども、私どもは今、地域社会で「もしも蛇口の水がとまったら」というのを、ある意味で水探しをしております。そのような視点などは、そもそもこの計画は無関係なのか、そこまで入り得るのか。

無関係だとしたら、国土交通省の水関係のどの部局が災害時の水の対応であるとか、あるいは日常的な小さな身近な水を維持する、先ほどの中に環境や文化の問題に対しても水資源というのをこの後、考えなければいけないと利根川・荒川部会でも出ていたようにですけども、そのようなテーマというのは、ここが扱えないんだったら、どこで扱うことが可能なんだろうということが2点目でございます。

事務局 一つ目の栗原川ダムについてなんですが、現在まで平成6年から調査を行っているということで、具体的にはダムサイトの地質調査、環境調査を実施しているということでございまして、まだ、その用地をどうするかとか、地元の補償をどうするかという議論にはなっていません。

栗原川については、例えば水没者がいるということではなくて、用地の確保とかというのはあるんですけども、水没する家屋があるとかということではございませんので、そういう意味での地元に対する影響は、そもそも余りない事業というふうに理解しております。

それから、フルプランと危機管理の話なんですが、先ほど申しました、ことしの吉野川の全部変更をやったときにも若干議論がございまして、フルプランで危機管理に対する用水そのものをどう確保するかという議論には発展しませんでしたけれども、少なくとも危機管理の観点をフルプランの中で整理する必要があるのではないかとということで、重要事

項ということで危機管理の観点についても一部文言で記述したところでございます。

具体的には、重要事項の中で、これは吉野川の計画で変えたところでございますが、「近年、降雨状況等の変化により利水安全度が低下し、しばしば濁水に見舞われている。また、生活水準の向上、経済社会の高度化等に伴い、濁水による影響が危機的なものになることも懸念されている。」という文言を追加いたしました、「数字的に既往最大級の場合には、この程度の水量しか供給できません。」という事実関係を示したということで吉野川のフルプランはつくっております。

ですから、今後これをどこまで取り入れていくかというのは議論ではあるかと思いませんけれども、意識としては、そういうことについて考慮すべきだということは思っております。

委員 今の質問は、もちろん濁水の危機管理というのは既に入れているんですけど、地震であるとか、緊急災害はどこが行政が扱うんでしょうかと。緊急災害に対して日常的に備える、例えば雨水をためるとか、ため池なり、湧き水を確保するとか、井戸水を確保するとか、生活者レベルではそういう防衛を既に始めておりますけれども、ここは行政はかわらずに、「どうぞ地域社会で勝手にやってください」ということなのか、国の行政としてもある程度、どこかが関わって、そういうバックアップをしようということが可能なかどうか。もちろん、このフルプランの議論から外れているんだったらいいんですけども、少し気になったわけです。

分科会長 例えば、最近、平常時の各河川で瀬切れを起こしたりいろいろ問題が起こっている。これは需給の関係というよりも、どこに原因を求めるべきかというのが問題なんだけど、そういうことになると、こういう水資源開発をする場合の一つのニーズというか目的、そういうものの中に本当は、例えば、環境というものの改善による経済的価値、そういうものをもしも見込めるならば、それを本来の目的として用水を確保すると。これは、今のところ全然だめなんだけど、そういうことと、今おっしゃったような災害時に備えて水を供給し得るような、そういった量の確保とか、こういうのは別に考えるし、今のところは、治水分として考えているのではないですか。

事務局 委員の御質問の趣旨はよく理解できます。例えば地震とか水質の事故とか、そういうことに対する備えというときに、恐らくいろんな手法があるんだと思うんです。

一番手っ取り早いのはペットボトルを買っておいて、個人レベルでの対応の話もありましょう。それから、例を挙げれば、東京都では水源を二重化して、利根川・荒川水系のみでなく、同時に多摩川水系、小河内ダムにも依存しています。ですから、例えば利根川・荒川水系の施設が地震あるいは水質事故でダウンしたときには、多摩川系に切りかえるとか、各事業体レベルでの対応もあると思います。

ですから、各生活者個人というか、各個人レベル、それから地元の自治体レベル、それが市とか県もあります。例えば給水車ということになれば、これは自衛隊の要請も含めた県の対応になります。一口に危機管理といっても、いろんなフェーズがあって多様なメニューがあるわけで、それに応じて第一義的な対応者というのは決ってくるんだろうと思うんです。それを全部包絡する形で、ある一つの機関、部署がすべての責任を持ちますという形に今はなっていないですね。

委員 例えばP C管 プレキャスト・コンクリート、P C管を使う群馬用水の緊

急対策ということが一部計画変更で認められようというところなんです、それが30年とかそういう耐用年限というのは、これからも繰り返し緊急になっていくと、あるいは、場合によってはネットワーク上の脆弱な部分というのはかなり連携してカタカタと壊れるケースといいますか、圧力のかかり方ですね。そういうことの予測みたいなものは、あらかじめシミュレーションが必要かなという気がとてもして、本日の4-3の資料の工期及びの関係機関からの要望等との、いわゆる物理的な条件ではない関係機関の間での調整ですとか、やり取りですとか、法的な手続とか、そういう部分の時間の短縮化ないしは仕組みの簡略化といいますか、相当規模で、例えば100年ぐらいのシミュレーションをすると予測できる事故箇所みたいなことがもしあるのであれば、この辺の簡易な工期の短縮化というのはいかがでしょうかというのと、PC管そのものという材料とか、これからは同じように使われていくのかどうかという、そのあたりはどう考えておけばよろしいのでしょうか。

事務局 全体的な話として、今まで施設全体の寿命をどういうふうに伸ばしていくかという観点では余りなかったのだと思います。

ですから、今回、補強するポイントは構造物のあるところ、あるいは構造物の取り付け部分ということで、水路全部に手をつけるということではないので、弱いところ、あるいは耐震化がなされていないところといった部分部分で手を付けていくということにしております。全体の寿命といいますか、水路全体が100年先まで見通したような維持管理あるいは補修の計画みたいなことを、今までそういった観点でやってきてなかったと思います。

ですから、今回、弱いところを補強して、さらにその上で一定期間、例えば30年なら30年後にどういう手当をしていけばいいかというサイクルをこれから考えていくというのが重要な点だと思います。

行政手続の話は、部会でも一部議論になりまして、特にこれから、こういった施設は、新たに建設する時代から、いかに維持管理するかというのが重要になってきますし、建設のときのシステムというのは出来上がっているわけですけども、改築をするといったときに、地方の負担と国の負担といいますか、お互いの役割をどうしていくか、あるいはだれがどういうタイミングで改修なり改築を始めるということを発議するかと、そういったところはきちんと考えなきゃいけないんじゃないかという話は部会のときの議論にも意見としていただいております。これからの課題だと思っております。

委員 河川の方では、例えば直線化したところを旧流路の再蛇行化の検討という発想があったりするんです。蛇行していた河川を直線化した部分に関してですね。それは自然再生の観点からだと思いますけれども、ある意味で技術的にサイホンを採用した部分がもう少し大回りで別なルートで、サイホンのように圧力がかかる仕組みじゃないルートを想定するとか、そういうことは長期的にはあり得るのでしょうか、ないのでしょうか。

事務局 私現場の状況、必ずしも詳しくはわかりませんが、群馬用水については施設を設置するときに、今の路線あるいは今の構造物の配置が最適であるというふうにしてつくられたんだと思います。

今回、サイホン部分については、仮設の水路を横に併設して、それを将来とも利用すると。だから、2本の水路をこれから使えるようになるということで、機能的にはアップす

るといふことが見込めます。

さらに、もう少し大きく回したりということについては、今のところ、そういう発想はないのかなというふうに思います。

委員 例えば最近、宇治で導水本管が壊れて、2日ほど断水したんかな。事故調査委員会が設けられたんだけど、結局なかなかわからない、複合要因ということで。それと、これの破損箇所とかそういうものを見てないんですけども、車の荷重が大分変わってきているということは、ものすごく大きな要因として言われておったりですね。

この診断システムというのは、都市部のインフラでは相当ネットワークでやっているんだけど、こういう広域の問題についてどこまでこれからやれるのかという。だけど、材料は皆わかっているわけですね、ルートも。というようなことで、おっしゃるように、これから30年で老朽化と考えると、こうした事例がいっぱい出てくる。診断システムと、そういう形のものを予防的に持っておかなあかんのかなという感想です。

それと、先ほども発言があったんですけど、栗原川ダムはそういう状態やから言えるのかもしれないが、もう少し進んでいるときはどうなるのですか。ユーザーがおりてという形のものが幾分予想されるようなものがあり得るとすれば、そういう場合は。

それから、霞ヶ浦の導水で導水量が20m³/sぐらい下がっているのかな。これで所期の水質浄化とか清浄とか、そういうものはちゃんと保持できるのか、都市用水の減はあれだったんだけど、導水が20m³/sぐらい下がるということで、三つぐらい目的に挙げられている所期の方のこれはちゃんと保持できることになっているんですか。

そのあたりがちょっと、ボリューム、低減量が大きいもんで、正常流量とか水質浄化とかいうのを掲げておられますよね。そういうものが保持されるような形になっているのか、教えていただければと思います。

事務局 最後の霞ヶ浦導水の計画についてなんですが、最初の最大35m³/sというのが都市用水の開発量によって施設規模が決っておりまして、その範囲内で霞ヶ浦の浄化に使うというふうになっております。今回、都市用水の開発水量を減じることにしているんですが、浄化水の機能は、従前と同じく確保するというので、この15m³/sで行うこととしています。浄化量としての15m³/sを施設の設計の数字としまして、都市用水の開発水量として35m³/sという規模を決めていたのが、浄化水の確保の15m³/sということに変わったということでございます。ですから、浄化の機能は従前と同じということです。

事務局 1点目に御質問のあった栗原川ダムの中止で、この栗原川ダムの現在までの進捗は、先ほど言いましたように、現地の地質調査、環境調査を細々とやってきただけということの説明をしました。

この事業がもう少し進捗したらどうかという御質問なんですが、基本的には関係利水者との調整という基本線は変わりません。ただ、ハードルが出てくる、ふえてくるということは間違いはない。例えば栗原川ダムの場合には、本当の入り口にいましたので、しかも利用者は決っていないということがあったものですから、普通、公団事業の場合には財政投融資、借金を入れるわけですけど、この栗原川ダムの場合にはそういった借金は一切ありません。

そういった意味では、容易と言ったら怒られますが、中止の方向をめぐっての関係機関の調整は、それほど大変ではない。しかし、もし事業が進んでいって、国からの財政投融

資が入っているとか、そういうことになりますと、その処理をどうしようかという関係機関との調整は、場合によっては、かなり時間を要する、難航するということはあるかと思いますが、基本的には関係機関との調整ということでは同じです。

委員 例えば、水資源開発公団の今後の取り扱いというのを見ましても、新規の事業はなかなか取り組めなくて、当然のことながら、既存の施設をフルに有効に利用するとかということになってくる。利根川流域を見ますと、先ほどから出ているように、導水路とか用水路とか施設が目白押しにあって、かなり年月が経っているものもある。フルプランを検討していただく場合に、そういった今の施設の実力はどんなものかということ十分に調査して、実際に計画して施設をつくっても、それが働いてないで、ほとんどがロスだというのは絵にかいたもちみたいな現状になっているんじゃないですか。

そこらのところをしっかりと、これからできる限り、非常にネガティブだけれども、維持管理を徹底する。その前には、十分な調査をして、それこそ何かの災害が起こらないというようなものを重点にやっていただくというのが非常に大事じゃないかと思うんですけどね。

事務局 全くおっしゃるとおりだと思います。本日は、水資源開発公団の独立行政法人に移行しますその法律の紹介はしておりませんが、一つの大きなポイントは、建設から管理へ軸足を移します。一気にall or nothingでこそありませんけど、軸足を新規建設から管理に移していくという内容の法律になってございます。

その管理の中で、先ほど委員から発言にありました危機管理や改築のポリシーというか、全体的な費用も含めた全体的なやり方の議論、その辺が、従来、我々は建設に軸足を置いていたということかもしれませんが、新しく物をつくる技術は随分磨いてきましたが、物をうまく管理していくと、その技術は一步、おくらしているような気がします。

その辺はこれから大きな課題と考えておりまして、最適な改築計画のあり方とか、それは新設もそうですね。だから、建設管理という全部通した最適な施設の運用計画というか、そういったところの勉強も、ちょっと遅まきではありますが、これからそういった方向にも力を入れていきたいと思います。

委員 いわゆる施設のライフサイクルコストとか、あるいは建設費や、改築そのもののコストを下げるとか、ネットワークについても、もう少し効率のいい考え方というか、見直しというのもあると思うんですね。だから、そこらはトータルとしてよく考えていただいた方がいいんじゃないかと思います。ぜひお願いしたいと思います。

分科会長 何かほかにございましたらどうぞ。

よろしいでしょうか。

それでは、このあたりで分科会の意見を取りまとめたいと思います。事務局から、今日御提案のありました、いわゆる利根川及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部変更案ということで御提示になっております。それにつきまして、いろいろ御質問、御意見、主として、これそのものよりももっと先のフルプランに貴重な御意見だったわけですが、したがって、全部変更という、そのものの審議はこれから引き続いて行われることと聞いております。その際には、各委員からの意見を踏まえて進めていただきたいと思います。

そこで、結論といたしまして、事務局から説明のございました一部変更案は、このとお

りで異議がないということで取りまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

分科会長 どうもありがとうございました。

御異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、ただいま事務局から答申案を配付させていただきます。

〔答申案配付〕

分科会長 念のために、ただいま事務局から配付しました答申案を朗読していただきたいと思います。

事務局

利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の変更について

平成14年1月23日付国水計第1号をもって意見を求められた標記について調査審議した結果、利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画(平成13年9月14日閣議決定)を別添のとおり一部変更することが適当であるという結論に達した。

なお、上記計画の水の用途別の需要の見通し及び供給の目標等の見直しについて引き続き調査審議を行い、意見としてとりまとめることとする。

別添の方は、ただいま資料の中で御説明したものの内容なんですけれども、その変更点だけを書き抜いたもので、これだけではわかりづらいかと思えますけれども、資料の中でお示しいたしました変更の内容でございます。

分科会長 ただいま事務局から朗読いたしましたように、当分科会の答申としては、これを答申といたしたいと存じておりますが、よろしく御了承願いたいと思います。

なお、本件に関しましては、この後、国土審議会運営規則の規定によりまして、国土審議会会長の御同意をいただいた上で国土審議会としての正式な答申となりますので、念のため申し上げます。

このほかに、特に御発言ございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、本日の議事は以上ですべて終了いたします。

最後に事務局から何かございますでしょうか。

閉会のあいさつ

事務局 それでは、事務局の方で引き継ぎます。

ここで最後ですけれども、事務局からごあいさつを差し上げたいと思います。

事務局 本日の申し上げた提案に関しまして、さらに、その後のフルプランの全部変更に向けた貴重な御提案等をいただきまして、ありがとうございました。

まず、この一部変更につきましては、今日取りまとめていただきましたので、以後、所要の手続を踏んで最終的な閣議決定というところに持ち込んでいきたいと思えます。

それから、全部変更に関しましては、今日いただきました御意見を踏まえて、引き続き

我々内部での作業並びに関係機関との調整を進めてまいりたいと考えております。

それから、他の水系に関しましても、順次、この分科会の方に御審議をお願いすることになろうかと思えます。引き続きよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

事務局 これをもちまして閉会とさせていただきます。

それから、先ほど冒頭にありましたとおり、本日の資料と議事録につきましては、準備が出来次第、そのようなことで公表させていただきますので、よろしくお願い致します。